

人の方であると存じます。たゞいふ家庭において、
かゆうとした生活を営んでおります。よろしくご審
議を賜りましてご同意あらんことをお願い申し上げます。
次第でございます。

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を行います。

一四番(中村国太郎君) 地方公共団体の執行機関は、具体的

にはその長たる市長のほか、教育委員会、公安委員
会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会
等という。かようにして多数の執行機関が存在する。
このゆえに元主義といわれるゆえに、あります。執行機
関の組織を定めた地方自治法第百三十八条の三、及び
このを含む第三十条の執行機関と称し、又その他に各種の
執行機関につき規定することによって明らかであります。

ゆえに教育委員会、その他各種の委員会は地方公共団体
の長たる補助機関ではないのであります。地方自治法下、

地方公共団体の執行機関については元主義を採用した
のは一つの執行機関内に不当に権限が集中することを防ぎ
同時に他の執行機関にある程度の独立性を認めることに
より、もつて地方自治制度の民主的、かつ能率性を確保せ
んとするものと思ひます。理事者はこれらの執行機関
を掌握するの調整的権能に止まらず、指揮監督
権は有しているものであります。教育優先を第一に公約
に叫びている理事者が何ゆえに第三十九条の計不
可解は行動をとっているのか、九月二十七日の任期切れ
はおそらく理事者は一月前において聞きおよんでお
ると思ひます。議会ルールに従わぬ何ゆえ今日

おびえ伸れてきたのか甚だぬからないのであります。
理事者のごつごつ主義により勝手な独断的解釈によ
つていろいろのと思われまうが、この点一理事者のご回答を
願います。

一町長（石川常太郎君）　もちろん委員会は私の権限外でござ
いまして、重々承知はいたしております。任期切れの
件でございますが、日は忘れましたが、その前に学
区の代表の議員さん方にご相談申しあつてあります。
その結果前回の臨時会に提出する予定でございました
が議員さんの一部からとておねがひはたつたというお
話でございますので、名譽を傷つけると思ひまして
臨時会にはご提案申し上げられなかったわけであります。

一十番（山田博君）　たゞいま町長は教育委員の問題
に対して名譽を傷つけるからとあつたかたということ
です。今日の加藤さんという方は私も全然知
らない方でございます。この問題は即採決願いたい
と思ひます。

一十番（高橋千春君）　今回任期満了になりまして並木氏も第
三小学校のブロックの委員であります。今までの議会
ルールからいたしまして、そのブロック内の委員さんが欠け
た場合はそのブロックから選任するということになつており
ます。その場合当然理事者はブロックの議員と相談
の上で提案するのが例となつております。それか私とい
ふといましては、ある人を推せんしてゐるのでございませ
ん。その方については全然回答がございせん。たゞ抜打的
にこういう提案をするということとは誠に議会軽視も

甚しいと思ひますので、納得のいくような説明を願ひたいと思ひます。

一町長(石川常太郎君)

私は議会を尊重しており、軽視する

者又は毛頭ござりません。先ほど申しあげましたような

手順で学区内の議員さんの意見を聞いたわけであ

ります。その後議長の斡旋によりまして役場までお

ふしいたゞき、お話し合いをいたしたわけであ

ります。その時一人の候補をあげられたわけであ

ります。私も理事者として並木さんの再任という案を出した

わけであ

ります。両方の候補ではどうも具合が悪いということ

で、そこで他にどう一人出していただけないだろうかとお

願ひしたわけであ

ります。つぎの候補も同じである

という回答でありましたので、これは平行線でありま

すので、これに終りだと考えたわけでありま

す。なお今

まで学区の議員さん方にお任せしたということであ

ります。私もそのように伺ひましたので前回の二回

、そういうことにはいたしたわけであ

ります。その場合

には当然、近々にはなるべく変らなければならぬとい

うことであ

ります。新しく選出された候補

者についてましても、もちろん理事者におきまして

納得のいかなければはお断り、第三の候補者をお願ひした

と思ひます。しかしながら前回は二回とも私の思つたど

おりの方になったので、そのとおりになつたわけであ

ります。決して議会軽視はしてゐらないと存じます。

一四番(中村國太郎君)

ただいま町長のいわれたのは前の並木さ

人は任期切れ、これは回力年の任期というものは、町長

議員、各執行機関の委員のレハリ、住民の福祉向上に
努力することの期待されているのであります。しかレ
反面、専断的行政により又一部の利害関係に傾き、
弊害を生ずることのないためにこのような機関を定めて
いるのであります。過去から現在まで議会側は理事
者に対して執行権の侵害を起さないよう寛容と
協調の精神をもって結んできたのであります。あえ
て理事者側が議会側に対しての権利の侵害をなして
これを強行することは、今後どういふ結果を生ずるか
わかりません。これは理事者の責任だと思ひます。
一町長（石川常太郎君） 私は議会の権利の侵害とは未だ
ありません。この教育委員のご同意の方の選任につま
しては私の方で提案したものでござります。ご同意いた
だくことにな

つてあります。従ひまして決して議会の権限を侵して
ゐると思つておりません。

一主番（石川信義君） 本件に関しまして、ただいま町長より
加藤章昭氏が提案されたわけでございますが、もと
もと私も第三学区の方でございますが、それはそれと
いたしまして、ただいまここに提案された加藤
さんも第三学区の方であり、履歴書を見まし
ても、地方教育行政の組織及び運営の第四条にも
明記されております内容にマッチした立派な人材者
のようにも考えられます。従ひまして第四条の明記さ
れております人格に最も適切なる加藤さんと思ひま
すので、私は本件については同意することに異議
ありません。

一五番(大沼秀伍君)

先ほどからの町長の説明を聞いており

ますと、何かこの問題に対して非常に感情的に
なつておられるように承えらるる点もあらわれず。
と申しますのは、当初任期切れをやりぬいた並木さん
を再任しようとしたところから、フロックの議員さんから
一つの案のおさめ、並木さんを再任したいからこれはでき
ない、というお話しですが、これではほとんどの問題
を感情的に処理しているように承えられます。地方
教育行政の組織及び運営に關する法律の第四条に
は、一、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有
する者で人格の高尚で教育、学術及び文化に關
し識見を有する^{もの}うちから地方公共団体の長の議会の
同意を得て任命する。と明記されております。

参考押入

議事録

いわゆる理事者に提案権はあつても議会の同意がなければ
任命ができませんということでもあります。この点に關
しては従来の慣例がいかに悪いかは別問題として、少
なくともフロックには二人の議員さんがいられたのであり
ます。その議員さん方の意向を無視してこの議会でも
つてこの採決の場合どうなるかわかりませんが、人の名
譽を傷つけたくないという町長の意思はたして生か
さいるかというか、理事者はそこを承えなくてはかど
うのお困りだと思います。私は議会も理事者も
田舎にやらなければならぬと思ひますが、殊さら教
育委員のような任務の人格者と感情的に処理しようと
いうところに問題があるのではなからうかと思ひるのでご
います。そういう意味におきまして、第四条にあ

る議会の同意を得るということは、いわゆる議会もそれに
対して十分理事者の提案がいかとうかという判断を
わいわいにと与えているわけです。しかも議会は
民主的な多数決を原則にしておるわけだ。議会の同
意決定がなければ任命できないということだけはつきり
たつておるのではありません。ある限りにおきまして市長は
その地域の議員さん方と膝をつき合せてこの問題につ
きまして十分譲得のいく話し合いをされたかとうか、それ
とも一方的に、これは適格者であるから再任であるという
市長のお考えなのか、地区の議員さんや又全議員さんに
一方的に、感情的に叱咤道としてこれを押しつけること
があらうかは今後大きな問題を残すであらうことを心
配するのではありません。私は採決の結果、どうなるかわか

りません。少なくとも教育委員の同意という形にお
いては人格に傷をつけたくないという理事者のお考え
があるならば、一歩進んだ考えでこれを提案すべきであ
らうと私は思っています。その点につきまして地区議
員さんとは十分話し合つて出されたのかとうかその点に大
きな根本問題があるように考えらるのでもう一度市
長からお願いいたします。

一、市長（石川常太郎君）

加藤章治さんにつきましても、地

区の議員さんにはお話しはしてございませう。と申し

ますのは、第一の候補者と第二の候補者が同じ方だ

とございますので当然お話し甲乙がございしてもこれは

むずかしいのはなかろうかと判断したためであります。

一、五番（大沼秀伍君）

地区の議員さんの了解は得られないか

本会議において多数の同意が得られるという考えで
出されたいわけですか。――

一町長（石川常太郎君）　そうです。

一十番（岩田博君）　たゞその町長の話では、第一果
て地区の議員に話をしていただくというところですか。神聖
なるこの議場で嘘をいって困る。話をされなかった
議員もいろいろだから、地区議員に第一果を相談をし
てとおっしゃるの相談を受けなかった議員もいろいろで
から嘘をいって困る。

一町長（石川常太郎君）　お一人お一人のことでござりまするか、そ
の点は後の会合のときに私の他意のなかったというこ
とで了解を仰ております。

一九番（天野行夫君）　教育委員の件でござりまするか、こ

へは先般、私は一般質問で理事者にお伺いした申し
て、その後進展があったかのようにみえましたが、
本日このような問題になつてきたわけでは、先ほど
大沼議員からお話しがありましたように、やはり
これは理事者としても一歩進んで考えなければな
らぬと思います。と申しますのは、第一回目
と第二回目が同じだということですが、これは何
国交渉を行ったか知れぬ人か、何国となく果を
示して話し合ひないと一層感情が高まつていくばか
りだと思ひます。三番はいれ五名の教育委員の
うち一名欠けたからどうこうということも、こ
前私はお伺いしておりますが、一名欠けたから本
日どうこうしなければならぬということもないと

思う。私は従来の慣例を破って全町から出すと
いうことを申しあげました。この際もう一度各
の議員と理事者の十分納得のいくまで話し合つて、
そこでまとめて一つの案を出してやった方が良しと思
います。このまま採決しますというやうな問題が
出てくる。今後の議事運営にも相当な裂け目生ず
ることは間違いない事実であります。そういう意
味からやはり町政を運営する上からも又議会の
ルールを守っていくためにも、もう一度話し合つて
すっきりした線までこの教育委員の問題について
やらなければならぬと思います。本日同意をし
なければならぬという問題ではないのだ。ブランクか
らもう案を出している人だからやはり十分に話し合いを

しなければならぬと思うが理事者はどう考えている
か。又あくまでもこれやろうとするのかその点お伺
いいたします。

一町長へ石川常太郎君 第三学区のみなさんへ福生町全般
と見わたしても現在の福生町の教育委員といたしまし
ては加藤章治さんが最も適格者であると確信をも
つております。

一十三番大久保一郎君 私 議員生活に入りまして二年に
はろうとしてゐる人です。こういう人事問題と
直接議場においてやるというよりは非常に少打か
つたわけですが、そして教育委員の任命同意がこ
ういうことになるということは誠に残念であると思
います。先ほど大町議員から話がありましたように、何

の感情から人づいてゐるのではないかということもありま
す。大にこれにうけた問題において一度失敗すると今
後いろいろな人事問題においてもおそれいふ点が出てく
るのではないか。と非常に心配するものがあります。
加藤三郎の立派な人間であるということは私もよく存じ
ております。しかしだからといって議会のルールという
もの、今後の町発展をどうするかということとは、
やはり議会と理事者の一体とならなければ、総ての
問題がうまくいかないと思ひます。そういう点に
やはり地元の議員さんと、そうして慣習があったな
らば内職に話してもっていつてそれから出すのか人
事問題だと思ひます。もし否決になるとしたら
今後の運営は決して良くはならないと思ひますので

先ほど大野議員から話がありましたように、ふき
るならばなにか打崩策を講ずべきであると思ひ
ます。その点一町長はあくまでも採決にのぞく考へ
てゐるのか、やはり考へ方をもう一歩進めて、いや
しくも人事について今後いろいろお願ひする場合
も非常におそれいふことになつてくるのではないかとい
うこと、議会に出してふないと否決されるのかとい
ふわけはないという問題がゆゑ出てくるということ、
議会におりても人事問題はおそれいふ問題なんで
すか、先ほど大野議員と同じ意見です。か、
何人からの打崩策を講ずべきであると思ひます
か。その点一町長にお伺ひしたいと思います。

としてもふさいです。結果といひました。今後
教育委員会が最も利益となる方、教育のために最も
適当な方。そして教育の振興にならばよろしいわけ
であります。その点、私は加藤さんが本来に最適任
者であると考えた。次弟でふさいです。

一十八番 加藤靖一君 皆さんの意見は何い、はあかつこの
件については議員の一人としていろいろ耳にして参りま
した。たしかに何人かの方が感情というか、お怒りの中
に出ておりますが、それもそのわけの議員としてこう
した重大な教育委員の選任につきましては明らかに
法律で定めたとくこの参考資料、並に履歴書目
さらに理事者から克明に加藤さんに対する適格
者であるということの申述べられておるわけであり

事。従いまして現在の議会ルールを見ておりまして、
もちろんこの件につきましては同意ということがある
のふさいです。あくまでもこの権限は長として選
任する。議会云々のいに対して同意するわけ。従
ってこのい不適格者であるいは当然認められないわけ
でふさいです。この資料等によりまして十分
に加藤さんが福生町の教育委員として最も適任
者ではないかと存じます。私もこのい議員成
する員として発言をいたしました。なお採決と
いうことと考えらへます。たとえこのふさい
あります。正々堂々と議員の職をはたすべきで
はなからうかと考えます。採決する場合に各々が自
覚しておると思ひます。堂々と意思表示をすべ